

付属資料

第4次南国市総合計画策定経緯

平成 26 年 8 月	市民アンケート調査の実施 16 歳以上の市民 3,000 人を対象（～9 月 5 日）
9 月	南国市行政計画策定委員会（庁内組織）の設置（16 日）
10 月	第 1 回南国市行政計画策定委員会（6 日） 第 3 次総合計画の点検・評価（達成状況調査）の実施 人口予測調査の実施、「人口予測結果報告書」の作成
11 月	各課の現状と課題、今後の方向性についてヒアリングの実施
12 月	「市民アンケート調査結果報告書」の作成
平成 27 年 1 月	「現行計画点検・評価報告書」の作成
2 月	第 2 回南国市行政計画策定委員会（26 日）
3 月	南国市行政計画審議会条例の制定（24 日）
4 月	南国市行政計画審議会委員の委嘱・任命（16 日） 第 1 回南国市行政計画審議会（28 日） ・第 4 次総合計画について審議会に諮問 ・基礎調査結果の報告、今後の進め方
5 月	第 3 回南国市行政計画策定委員会（20 日）
6 月	第 2 回南国市行政計画審議会（28 日） ・基本構想（素案）の検討
7 月	第 3 回南国市行政計画審議会（13 日） ・関連する「南国市まち・ひと・しごと総合戦略」の検討
8 月	第 4 回南国市行政計画策定委員会（11 日） 第 4 回南国市行政計画審議会（20 日） ・基本構想（素案）の検討
10 月	第 5 回南国市行政計画策定委員会（27 日）
11 月	第 5 回南国市行政計画審議会（12 日） ・基本計画（素案）の検討
12 月	基本構想・基本計画（素案）について パブリックコメントの実施（1 日～28 日）
平成 28 年 1 月	第 6 回南国市行政計画策定委員会（14 日） 第 6 回南国市行政計画審議会（28 日） ・基本構想・基本計画（最終案）の検討 ・答申内容の検討
2 月	南国市行政計画審議会から総合計画（案）に対する答申（4 日）
3 月	基本構想を南国市議会 3 月定例会へ議案の上程（4 日） 基本構想議決（22 日）

第4次南国市総合計画について(諮問)

27 南 企 第 43 号
平成 27 年 4 月 28 日

南国市行政計画審議会
会長 受田 浩之 様

南国市長 橋詰 壽人

第4次南国市総合計画について(諮問)

南国市行政計画審議会条例(平成 27 年条例第 11 号)第 2 条の規定に基づき、
第4次南国市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

第4次南国市総合計画について(答申)

答 申

南国市の第4次総合計画は、前計画の総括と新たな時代の潮流、すなわち少子高齢化の加速と人口減少に転じた我が国の社会動向、そして南国市の現状を捉え、市民の意識調査を踏まえて、南国市の特徴を把握し、将来人口の見通しを示した上で、基本構想において「『ひと』が輝く 『地域』が輝く 『まち』が輝く 南国市」をまちづくりの基本理念に据え、南国市の将来像を「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」と定めています。そして、これを実現するために、「安全・安心のまち」、「健康・福祉のまち」、「産業・交流のまち」、「教育・文化のまち」、「協働・連帯のまち」の5つの基本目標を定めています。

また、基本計画は、基本構想で掲げた5つの基本目標を実現するため、行政の各分野ごとの取り組みを体系的に示しています。

本審議会は、市長より諮問を受けた原案について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

市長は、審議会の答申の趣旨を尊重し、本計画の実施にあたり格段の努力と積極的な取り組みを強く要望します。

記

本計画の計画期間である平成28年度から平成37年度までの10年間は、人口減少に歯止めをかけ、将来に向けて活力のある南国市を築くためのスタートの期間となります。特に、前期基本計画の計画期間である平成32年度までの前期5年間は、平成27年9月に策定した「南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を柱とする、日本が全国一丸となって取り組み始めた地方創生の施策と連動して取り組んでいかなければなりません。そこでは、特に若い世代が安心して暮らすことのできるまちづくりを進め、若者の移住・定住を促進していかなければなりません。そのことが基本構想に掲げる南国市の将来像につながります。従って、これを実現するための基本計画に定めた5つの基本目標を、市民一人ひとりが認識し、市民と行政がともに進めていく必要があります。

本計画を実施するにあたっては、明確な目標を設定し、その進行管理を徹底し、市民が共有して目標の実現を目指していく体制を整え、市民や市民団体と行政、そして産業界や教育機関、あるいは金融機関や報道機関など、幅広い分野との連携・協働を図りながら、すべての人と組織が一体となって取り組んでいくことを要請します。

平成28年2月4日

南国市行政計画審議会
会長 受田 浩之

南国市長 橋詰 壽人 様

南国市行政計画審議会委員名簿

区分別・五十音順、敬称略

氏名	所属・役職	区分 条例第3条
亀井 秀彦	高知県産業振興推進部地域産業振興監（物部川地域担当）	1号委員
國澤 和之	高知公共職業安定所所長	1号委員
田上 豊資	高知県中央東福祉保健所所長	1号委員
藤村 明男	南国市副市長（～H28.1.14）	1号委員
平山 耕三	〃（H28.1.15～）	1号委員
堀田 幸雄	高知県土木部中央東土木事務所所長	1号委員
受田 浩之	高知大学副学長兼地域連携推進センター長	2号委員
大野 吉彦	南国市教育長	2号委員
岸本 誠一	高知工業高等専門学校副校長兼地域連携センター長	2号委員
田中 彰治	高知農業高等学校校長	2号委員
秦泉寺 雅一	J A南国市代表理事専務兼(株)南国スタイル代表取締役社長	3号委員
武市 憲雄	南国市農業委員会会長	3号委員
田島 肇	高知県工業会（日之出産業（株）代表取締役社長）	3号委員
浜田 英城	南国市商工会会長	3号委員
細川 眞	十市漁業協同組合理事	3号委員
山本 弘志	南国市観光協会副会長	3号委員
有澤 亮二	南国青年会議所理事長（～H27.12.31）	4号委員
杉本 憲昭	〃（H28.1.1～）	4号委員
門脇 由紀子	南国市食生活改善推進協議会会長	4号委員
中司 香奈	南国市P T A連合会会長（～H27.5.15）	4号委員
小松 由久	〃（H27.5.16～）	4号委員
和田 雅智	南国市保育所(園)保護者会連合会会長	4号委員
岡林 満男	南国市地域活性化自治活動団体連合会会長	5号委員
川村 一成	南国市中山間地域活性化推進協議会会長	5号委員
山崎 昇	集落活動センター・チーム稲生会長	5号委員
澤村 豊	南国市社会福祉協議会会長	6号委員
白山 早苗	南国市商工会女性部長（男女共同参画推進委員）	6号委員
中澤 宏之	土佐長岡郡医師会会長	6号委員
宮地 雅久	南国市金融団代表者（四国銀行南国支店長）	6号委員
川村 忠義	一般公募	7号委員
熊澤 恵美	一般公募	7号委員
山本 晴朗	一般公募	7号委員
黒川 拓郎	高知大学農学部農学科生	9号委員

任期：平成27年4月16日～平成29年4月15日

南国市行政計画審議会条例

平成27年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 南国市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「行政計画」という。）に係る諮問機関として、南国市行政計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行政計画の策定、改訂及び実施並びに行政計画に関連する施策に関し、必要な調査、審議及び検証を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 市民組織の代表
- (5) 地域的代表
- (6) 識見を有する者
- (7) 市民からの応募による者
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員を委嘱し、又は任命された後に、選任の事由となった身分を失った者は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に行われる会議については、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)の別表のその他の委員の規定を適用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 南国市振興計画審議会条例(昭和44年南国市条例第1号)は、廃止する。

南国市行政計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
委員長	副市長	平山 耕三
副委員長	参事兼企画課長	西山 明彦
総務課	参事兼総務課長	田淵 博之
会計課	参事兼会計管理者兼会計課長	橋田 裕子
危機管理課	危機管理課長	中島 章
財政課	財政課長	渡部 靖
情報政策課	情報政策課長	崎山 雅子
税務課	税務課長	川村 英嗣
市民課	市民課長	島本 佳枝
長寿支援課	長寿支援課長	原 康司
保健福祉センター	保健福祉センター所長	岩原 富美
環境課	環境課長	島崎 哲
農林水産課	農林水産課長	村田 功
商工観光課	商工観光課長	今久保 康夫
建設課	建設課長	松下 和仁
地籍調査課	地籍調査課長	古田 修章
都市整備課	都市整備課長	若枝 実
福祉事務所	福祉事務所長	中村 俊一
学校教育課	学校教育課長	竹内 信人
幼保支援課	幼保支援課長	田内 理香
生涯学習課	生涯学習課長	谷合 成章
上下水道局	上下水道局長	西川 博由
議会事務局	議会事務局長	秋田 節夫
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	土橋 愛
監査委員事務局	監査委員事務局長	細川 千秋
消防本部	消防長	小松 和英
消防本部	次長兼署長	宮本 範和
消防本部	総務課長	山下 道雄
消防本部	警防課長	岡田 直人
消防本部	予防課長	久保 泰祐

南国市行政計画策定委員会規程

昭和52年6月1日

訓令第1号

改正 昭和62年1月7日訓令第5号

平成6年4月20日訓令第5号

平成10年3月16日訓令第2号

平成19年3月15日訓令第1号

(設置)

第1条 南国市の行政に関する計画の策定その他重要な事項を調査し審議するため、南国市行政計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は企画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、参事、会計管理者及び所属長のうちから市長が任命する。

(任務等)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市の基本方針及び基本計画に関すること。

(2) 市の行政機構及び行政事務の改善に関すること。

(3) その他市の行政に関する重要な事項

2 委員長は、前項の審議事項について調査、研究し、市長に報告する。

3 委員長は、審議事項が複雑かつ精密な調査を要するものについては、専門部会を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員及び専門部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会議等)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長及び専門部会長は、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会員は、委員長が職員のうちから任命し、専門部会長は、審議事項の分掌課長が担当する。

2 専門部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会議の議長となる。

(事務処理)

第8条 委員会の事務は、企画課において処理する。ただし、特別な審議事項については、担当課において庶務を分掌する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 南国市行政計画策定委員会規程（昭和44年南国市訓令第3号）は、廃止する。

附 則（昭和62年訓令第5号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年訓令第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

用語集

4R活動

3Rのリデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）にもう一つのRであるリフューズ（発生回避）を加え、ごみ減量の輪を広げる活動。

ICT

Information and Communication Technology＝情報通信技術の略。ITの概念を一步進め、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

PM2.5

人の呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼす微小粒子状物質。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上で提供される会員制サービス。メッセージ機能やチャット機能、グループ機能などをもち、携帯電話やスマートフォンなど、インターネットに接続できる様々な機器で、いつでもどこでも利用することができる。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。これにより、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となる。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称

公営企業会計

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業が採る会計方式。官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記であるのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。損益計算書、貸借対照表等の作成が義務付けられている。

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

産・官・学・金・労・言

「産」は産業界、「官」は行政機関、「学」は教育機関、「金」は金融機関、「労」は労働団体、「言」はメディアを指す。

ジェネリック医薬品

新薬の特許期間などが過ぎた後に他のメーカーから同じ有効成分で、効き目、品質、安全性が新薬と同等であることを条件に、国から承認されている薬。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

情報セキュリティポリシー

組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。組織全体のルール、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などが具体的に記載されたもの。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

第二創業

既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合など、業態転換や新事業・新分野に進出すること。

地域ケア会議

「何らかの課題を抱える被保険者の支援・救済」「課題発生の防止」を図るための各種会議の総称であり、「地域包括ケア」構築のために必要な会議。

デマンド型乗合タクシー

自宅や指定の場所から目的地まで、希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応える送迎を行う、タクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

特定健康診査／特定保健指導

平成 20 年 4 月から始まり、40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診のこと。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものを、特定保健指導という。

都市計画街路／都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

農業集落排水

農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。内容は公共下水道とほぼ同じ。

パブリックコメント

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。

ビッグデータ

通常のデータベースでは取り扱えないほどの巨大なデータであり、巨大なデータ量と発生頻度、多様性が揃っているものをいう。SNSで発信される情報、スマートフォンのGPS情報、家電製品のセンサー情報などが挙げられる。これにより、人々の個別の行動パターンを詳細にリアルタイムに解析できるようになり、社会的な課題の解決に役立てることが可能となる。

人・農地プラン

人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」とされている。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、だれがどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地区の話し合いに基づきまとめる計画。

フェイスブック

アメリカの Facebook 社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。

福祉避難所

災害時に高齢者や障害者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所。

レセプト

診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。診療報酬明細書。



健康文化都市

南国市
第4次南国市総合計画

発行日：平成28年3月

編集・発行：南国市

〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地

TEL：088-863-2111（代表） FAX：088-863-1167

URL：<http://www.city.nankoku.lg.jp/>
